令和6年度 文教委員会資料

【議案第171号】

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要

参考資料 2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料3 住民票・戸籍等の証明書発行におけるコンビニ交付の更なる利用促進について

市民文化局

(令和6年11月21日)

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要

1 条例改正の概要

コンビニエンスストア等における住民票の写し、戸籍証明書等の交付(以下「コンビニ交付」という。)に係る手数料について、一律100円減額し、窓口交付に係る手数料と差別化することで、区役所等における証明書等交付窓口の混雑緩和に向けて、コンビニ交付の更なる利用促進を図り、市民サービスの向上に繋げることを目的として、コンビニ交付に係る手数料の額を改定するため、川崎市手数料条例の一部改正を行うもの。

2 条例改正の内容

川崎市手数料条例第2条について、窓口交付等手数料とコンビニ交付手数料を分けて、次のとおり手数料の額を規定します。

証明書名称	窓口交付等手数料	コンビニ交付手数料	
住民票の写し			
戸籍の附票の写し			
住民票記載事項証明書	300円	200円	
印鑑登録証明書			
市民税・県民税・森林環境税課税額(非課税)証明書			
戸籍全部(個人)事項証明書	450円	3 5 0 円	

3 施行期日

令和7年3月1日から施行する。

昭和25年3月29日条例第6号

○川崎市手数料条例

○川崎市手数料条例

昭和25年3月29日条例第6号

第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から 徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することが 徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することが できる。

改正後

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 課税に関する証明書の交付

ア 端末機器(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機 を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された 本市以外の者の使用に係る端末機器であって、証明書等を交付する機 能を有するものをいう。第6号の2、第13号、第14号及び第18号にお いて同じ。) により交付する場合 1件につき 200円

イ ア以外の場合 1件につき 300円

1税目ごとに1年度をもって、1件とする。ただし、固定資産ごとの 証明については、1資産ごとに1年度をもって、1件とする。

(5) 略

(6) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項か ら第5項まで又は 第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は 抄本

の交付 1 通につき 450円

(6)の2 戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に 基づく戸籍証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合 1 通につき 350円 イ ア以外の場合 1 通につき 450円

(7)~(12) 略

できる。

改正前

 $(1) \sim (3)$ 略

(4) 課税に関する証明書の交付 1件につき 300円

1税目ごとに1年度をもって、1件とする。ただし、固定資産ごとの 証明については、1資産ごとに1年度をもって、1件とする。

(5) 略

(6) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項か ら第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本 又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基 づく戸籍証明書の交付 1 通につき 450円 (新設)

 $(7)\sim(12)$ 略

(13) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1│(13) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1│

改正後	改正前
項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写	項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写
し又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写	し又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写
しの交付	しの交付 <u>1 通につき 300円</u>
ア 端末機器により交付する場合 1通につき 200円	
<u>イ ア以外の場合 1通につき 300円</u>	
(14) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項 <mark>又は</mark> 第12条の	(14) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項 <u>若しくは</u> 第12条の
3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関す	3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関す
る証明書の交付	る証明書又は戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通
	<u>につき 300円</u>
ア 端末機器により交付する場合 1通につき 200円	
<u>イ ア以外の場合 1通につき 300円</u>	
(14)の2 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につ	_(新設)_
<u>き 300円</u>	
(15) \sim (17) 略	$(15) \sim (17)$ 略
(18) 印鑑に関する証明書の交付	(18) 印鑑に関する証明書の交付 <u>1 枚につき 300円</u>
ア 端末機器により交付する場合 1枚につき 200円	
<u>イ ア以外の場合 1枚につき 300円</u>	
(19) \sim (294) 略	$(19) \sim (294)$ 略

コンビニ交付の更なる利用促進について

本市においては、**市民の利便性向上**と証明書交付窓口の混雑緩和を図ることを目的として、平成28年1月からマイナンバーカード 等を用いて、コンビニエンスストアの店舗内に設置されたマルチコピー機等における証明書の交付サービス(以下「コンビニ交付」と いう。)を開始している。

これまでは、マイナンバーカードの交付率の上昇に比例し、コンビニ交付における証明書発行件数は大きく伸びているが、既に市民 の方の約4分の3がマイナンバーカードを保有している状況であることから、**今後は伸び率が鈍化することが見込まれる**。

【コンビニ交付及びマイナンバーカード交付状況】

令和6年度 令和7年度 令和5年度 令和3年度 令和4年度 (見込件数) (見込件数) コンビニ交付件数 ① 227.598件 315.204件 418.136件 433,203件 460.400件 窓口における証明発行件数 ② 1.175.053件 1.086.905件 970.703件 955.636件 928.439件 (コンビニ交付対象のみ) マイナンバーカード交付率 48.0% 64.2% 77.2% 80.0% 85.0% コンビニ交付利用率 16.2% 22.5% 31.2% 33.2% 30.1% $(1)/((1)+(2))\times 100$

※見込件数については、令和6年度、令和7年度マイナンバーカード交付率の目標値から算出

〇コンビニ交付の更なる利用促進に向けた取組

コンビニ交付の利用が増加することは、窓口交付件数の減少による証明書交付窓口の混雑緩和及び待ち時間の短縮、更には来庁しな いことによる市民の負担軽減や夜間・休日での証明書の取得促進など、市民サービスの向上が図れる。

そのため、コンビニ交付利用率の伸びが鈍化することが見込まれるなかで、川崎市DX推進プランに定める「めざす姿」を実現する 取組として、窓口交付からコンビニ交付へ誘導するには、証明書取得の際に、窓口に比べてコンビニ交付の手数料が安価となることが 選択要因のひとつになると考えられるなどにより、現行の手数料から**コンビニ交付の手数料を一律100円減額、通年での実施**とする ことで、窓口証明交付と差別化し、コンビニ交付の更なる利用促進を図り、市民サービスの向上に繋げる。



川崎市DX推進プラン「めざす姿」の実現

※「めざす姿」デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」 行政サービスを利用することができるデジタル市役所

■コンビニ交付件数

マイナンバーカード交付率

手数料 コンビニ交付の更なる利用促進

来庁者の減少

待ち時間の短縮等 窓口混雑緩和

市民サービスの向上

コンビニ交付件数の推移

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

目的

90.0%

80.0%

70.0%

60.0%

50.0%

40.0%

30.0%

20.0%

10.0%

0.0%

■■■ 窓口における証明発行数 ※令和6年度、令和7年度は見込件数

1,600,000

1,400,000

1,200,000

1,000,000

800,000

600,000

400,000

200,000

2 コンビニ交付手数料減額等の影響

○減額金額について

・証明書1件あたりの経費

コンビニ交付による令和5年度の交付件数は418,136件であり、減額後の令和7年度の交付件数は524,866件と見込んでいる。令和5年度のコンビニ交付に係る経費は1件あたり212円、令和7年度の見込(令和6年度予算ベース)では1件あたり200円となり、交付手数料300円の証明書においては、減額金額は100円が限度であると考える。

また、減額金額は、政策として窓口交付と差を設ける趣旨であることから、証明書別に検討するのではなく、<u>一律に設定</u>する。

令和5年度

リカリンナルス			
経費	決算額 A	件数 B	1件あたり A/B
委託手数料(1件あたり 117円)	ı	-	117円
システム運用保守	21,066,760円		50円
サーバ機器等の賃貸借及び保守	8,791,200円	418,136件	21円
証明書等自動交付サービス運営経費	9,879,630円		24円
合 計	212円		

令和7年度

※予算額は令和6年度

経費	予算額 A	件数 B	1件あたり A/B
委託手数料(1件あたり 117円)	_	-	117円
システム運用保守	24,763,000円		47円
サーバ機器等の賃貸借及び保守	8,792,000円	524,866件	17円
証明書等自動交付サービス運営経費	9,880,000円		19円
合 計	200円		

・政令市における減額金額の平均

交付件数が最も多い証明である住民票の写しにおいては、政令市におけるコンビニ交付手数料の<u>減額平均は約108円</u>である。 【政令市のコンビニ交付手数料 住民票の写し減額状況】

減額金額	▲200円	▲150円	▲100円	▲50円
該当市	2市	3市	8市	4市

平均108円(各都市の減額金額合計 1,850円 ÷ 減額団体数 17市)

○減額時期、期間について

・実施時期

コンビニ交付件数が最も多い証明は住民票の写しであり、区役所区民課窓口の混雑緩和に特に効果があると考えられる。 そのため、区民課窓口の混雑期が3月から4月であることを踏まえ、コンビニ交付手数料の減額は、直近の<mark>令和7年3月1日から</mark> 実施とする。

• 実施期間

証明書交付については、年間を通じて一定の需要があることから、コンビニ交付への誘導としては、3月から4月にかけての混雑期のみだけでは限定的と考えられるため、安定的に来庁者の減に繋がる<mark>通年での実施</mark>とする。

【令和5年度 証明書交付 月別件数(コンビニ交付対象のみ)】

単位:件

取扱証明書	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
住民票の写し	55,748	50,789	52,594	50,075	49,782	49,387	50,836	49,586	49,950	52,540	55,253	75,473	642,013
住民票記載事項証明書	2,748	2,110	2,198	2,538	2,126	2,463	2,499	2,231	2,505	2,515	3,109	5,285	32,327
印鑑登録証明書	29,860	31,780	33,017	30,459	30,533	31,731	32,053	31,104	28,257	30,779	32,746	35,509	377,828
市民税・県民税・森林環境税課税額(非課税)証明書	7,660	7,752	20,971	14,520	14,959	13,679	14,207	9,637	7,110	8,006	8,120	8,503	135,124
戸籍の附票の写し	845	743	825	816	838	727	787	838	810	829	982	1,000	10,040
戸籍全部(個人)事項証明	15,806	16,312	16,662	15,523	16,700	15,369	16,374	15,324	14,306	16,668	16,328	16,135	191,507
合 計	112,667	109,486	126,267	113,931	114,938	113,356	116,756	108,720	102,938	111,337	116,538	141,905	1,388,839

○減額による効果、影響について

・コンビニ交付件数への効果

コンビニ交付件数は、手数料の減額により交付利用率が過去の実績と同程度伸びると想定し、令和7年度のコンビニ交付利用率を前年増減の3年間(令和3年度から令和5年度)平均6.6%に令和6年度のコンビニ交付利用率見込31.2%を足した37.8%と見込んだ。そのため、令和7年度のコンビニ交付件数は、減額前が約461千件で減額後が約525千件と想定され、減額前と比較して約64千件増える見込みである。

【コンビニ交付件数 見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込件数)	令和7年度 (減額前見込件数)	令和7年度 (減額後見込件数)
コンビニ交付件数 ①	227,598件	315,204件	418,136件	433,203件	460,400件	524,866件
窓口における証明発行数 ② (コンビニ交付対象のみ)	1,175,053件	1,086,905件	970,703件	955,636件	928,439件	863,973件
コンビニ交付利用率 ①/ (①+②) ×100	16.2%	22.5%	30.1%	31.2%	33.2%	37.8%
コンビニ交付利用率 前年増減	5.9%	6.3%	7.6%	1.1%	2.0%	6.6%

・減額による効果

令和5年度の政令市における証明書有料件数に対するコンビニ交付割合は、手数料減額の実施団体の平均が34.7%、未実施団体の平均が27.0%(本市27.9%)となっており、実施団体の方が7.7%多く、最高値も52.6%で200円減額の実施団体となっていることなどから、減額によりコンビニ交付の利用促進が見込める。

【令和5年度 政令市におけるコンビニ交付割合】

減額状況	団体数	平 均	最高値	
実施団体	15団体	34.7%	52.6%	
未実施団体	4団体	27.0%	30.0%	

※コンビニ交付割合は、証明書有料件数のうちコンビニ交付件数で算出。 証明書有料件数には、コンビニ交付対象外の証明書も含む。

・コンビニ交付手数料の減額による影響

コンビニ交付手数料減額後の令和7年度の歳入見込みは、証明書交付手数料が52,487千円減となり、歳出見込みは、証明書1件あたり117円の委託手数料が7,543千円増、人件費相当分が15,665千円減となる。そのため、歳入減52,487千円から歳出減8,122千円を引いて、<u>コンビニ交付手数料減額の影響額は▲44,365千円</u>と見込まれる。

【令和7年度想定 歳入、歳出の見込】

歳入項目	単価 A	件数 B	増額 A×B
証明書交付手数料	▲100円	524,866件	▲52,487千円
合 計			▲52,487千円

歳出項目	単価 A	件数 B	増額 A×B	
委託手数料	117円	61 166 <i>l</i> H	7,543千円	
人件費相当分	▲243円	64,466件	▲15,665千円	
合 計			▲8,122千円	

[※]減額後件数524,866 - 減額前件数460,400 = 64,466件

・減額による影響への対応

コンビニ交付手数料の減額により、コンビニ交付が増えることで、区役所窓口や行政サービスコーナーなどにおける証明書発行状況に影響が見込まれるが、今後の証明書発行体制等については、証明書発行件数の推移やマイナンバーカード交付数など、様々な状況を踏まえて検討していく必要がある。また、区民課業務においても、自治体情報システムの標準化対応、振り仮名登録関係、戸籍届出連携や戸籍証明の広域交付などの新たな事務によって業務量の増加が見込まれることから、<u>コンビニ交付の手数料減額だけでなく、様々な要因による影響を総合的に踏まえ、引き続き検討</u>を行う。

〇原価算定・受益者負担について

- ・「使用料・手数料の設定基準」では、手数料について、原価算定対象経費の全額(100%)を受益者(申請者)の負担としている。
- ・証明書交付の手数料は、窓口交付とコンビニ交付を一体で原価算定しており、令和5年度決算額では受益者負担割合に乖離が生じている。
- ・<u>コンビニ交付手数料の減額分については</u>、原価算定・受益者負担にも影響を与えることから、<u>減免措置に係る取り扱いを参考に検討する</u>。

【令和5年度決算額における受益者負担割合】

取扱証明書	支出(千円)	収入(千円)	受益者負担割合
住民票の写し	275,622	228,330	82.8%
戸籍の附票の写し	215,022	220,330	02.0%
住民票記載事項証明書	10,743	9,004	83.8%
印鑑登録証明書	86,018	103,119	119.9%
市民税・県民税・森林環境税課税額(非課税)証明書	54,923	44,824	81.6%
戸籍全部(個人)事項証明(標準政令あり)	86,225	91,262	105.8%

[※]住民票の写し処理時間3.83分 ÷ (年間出勤日数243日 × 1日出勤時間465分) × 平均人件費7,166千円 ≒ 243円

3 政令市のコンビニ交付手数料状況

令和6年7月現在の政令市におけるコンビニ交付手数料は、コンビニ交付を実施している<u>19市のうち17市が減額</u>を行っている状況である。なお、静岡市は、令和7年4月から100円減額とする予定であり、本市も令和7年3月から100円減額の予定である。 減額金額は、100円減額としている政令市が8市と最も多く、150円以上の減額が5市、50円減額が4市であり、<u>減額を行ってい</u>る政令市の約8割(17市のうち13市)が100円以上の減額している状況である。

【政令市のコンビニ交付手数料及び減額金額状況】

	減額金額	住民票等	印鑑証明	戸籍証明	税証明
札幌市	▲100円	250円	250円	350円	300円
仙台市	▲100円	200円	200円	350円	200円
さいたま市	▲100円	200円	200円	350円	200円
千葉市	▲ 50円	250円	250円	400円	250円
横浜市	▲ 50円	250円	250円	①450円	2-
相模原市	▲ 50円	250円	250円	400円	250円

	減額金額	住民票等	印鑑証明	戸籍証明	税証明
新潟市	▲150円	150円	150円	300円	150円
浜松市	▲200円	150円	150円	250円	150円
京都市	▲100円	250円	250円	③250円	250円
大阪市	▲100円	200円	200円	①450円	200円
堺市	▲150円	150円	150円	④400円	150円
神戸市	▲150円	150円	150円	300円	150円

	減額金額	住民票等	印鑑証明	戸籍証明	税証明
岡山市	▲100円	200円	200円	350円	200円
広島市	▲100円	200円	200円	350円	250円
北九州市	▲100円	200円	200円	350円	200円
福岡市	▲ 50円	250円	250円	400円	250円
熊本市	▲200円	200円	200円	⑤200円	200円
川崎市 (予定)	▲100円	200円	200円	350円	200円
静岡市 (予定)	▲100円	200円	200円	350円	200円

①減額なし、 ②コンビニ交付未実施、③▲200円、④▲50円、 ⑤▲250円

※川崎市は令和7年3月から、静岡市は令和7年4月から 減額予定のため、参考掲載

コンビニ交付の更なる利用促進に向けた周知・広報

主な取組	内容
市政だよりへの掲載(新規)	コンビニ交付手数料の減額などを周知する。
SNSによる発信(新規)	X (旧Twitter)、LINEなどのSNSを活用した広報を行う。
市ホームページへの掲載(強化)	コンビニ交付の利用方法に加え、コンビニ交付手数料の減額を周知する。
広報物の配布(新規)	コンビニ交付の利用及びコンビニ交付手数料の減額など掲載したチラシを作成して、効率的かつ 効果的に周知するため、増加が見込まれるマイナンバーカード、電子証明書更新などで配布する。 また、コンビニ交付の利用ができる方に対し、利用のきっかけとなるようチラシの裏面に画像を 使った利用方法を紹介する。
窓口封筒への掲載(継続)	コンビニ交付で取得可能な証明書やその手数料を引き続き掲載する。